

新型コロナウイルス感染症の影響により 生活資金でお悩みの皆さまへ

生活福祉資金（緊急小口資金） 特例貸付のご案内

～ 一時的な生活費をお貸しします ～

貸付内容

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付限度額 原則として、一世帯につき一回限り10万円以内。
ただし、以下の場合等は、一世帯につき一回限り20万円以内。
 - ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
 - イ 世帯員に要介護者がいるとき。
 - ウ 世帯員が4人以上いるとき。
 - エ 世帯員に i 又は ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
 - i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休校した小学校等に通う子。
 - ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
 - オ 世帯員の中に個人事業主がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。

※ アからオが確認できる書類を御持参ください。
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期限 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子

貸付金の交付方法

- 借入申込者の指定する銀行口座に送金します。

貸付に必要なもの

- 新型コロナウイルスの影響により収入が減ったことが確認できる書類（給与明細等）
- 世帯員が確認できる住民票（「世帯全員」及び「続柄」記載で発行3か月以内のもの）
- 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
- 借入申込者の預金通帳及び印鑑（認印可）

受付窓口

- 熊本市社会福祉協議会（熊本市健康センター新町分室1階） 中央区新町 2-4-27

赤字は従来の要件を緩和したもの。

休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※生活保護受給者、暴力団員及び暴力団員がいる世帯の方、自己破産等の債務整理手続きの方等は借入申込はできません。

■ 貸付上限額

・ 10万円以内

（学校等の休業等の特例20万円以内）

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■ 据置期間 1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■ 償還期限 2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

■ 必要な物

・ 新型コロナウイルスの影響により収入が減ったことが確認できる書類（給与明細書等）

・ 世帯員が確認できる住民票（世帯全員及び続柄記載で発行3カ月以内のもの）

・ 身分証明書（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）

・ 借入申込者の預金通帳及び印鑑（認印可）

・ 黒のボールペン

失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

■ 貸付上限額

・ （2人以上）月20万円以内

・ （単身）月15万円以内

貸付期間：原則3月以内

■ 据置期間

1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■ 償還期限

10年以内

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■ 申込先

熊本市社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による支援を受け付け、継続的な支援を受けることが要件となります。